資料１－２

平成25年度立入検査の実施状況及び平成26年度立入検査の重点

平成２６年３月１３日
経　済　産　業　省
商務流通保安グループ
ガ　ス　安　全　室

平成２５年度立入検査の実施状況

１．本省

- 経済産業本省の平成25年度立入検査計画では、①これまで立入検査が未実施の事業者、②これまでに行政処分等を受けた事業者、③前回実施から相当期間を経過している事業者の中から15社（15事業所）を選定した。また、新たに問題等が発生した事業者2社（2事業所）を追加し、合計17社（17事業所）を対象に立入検査を行っている。

- ４月から12月までの間に対象とした17社（17事業所）の立入検査を完了した。

- その結果、保安機関1社（1事業所）において、重大な法令違反（禁止されている保安業務の再委託を実施）が確認されたため、ガス安全室長による行政指導（文書による厳重注意）を行った。また、次の事項に関し軽微な不備が確認されたため、それぞれの事業者に対し担当官による口頭注意を行った。
  - ①保安業務に係る委託契約の内容（14件）
  - ②供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況（5件）
  - ③LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況（4件）
  - ④許認可等関係書類の未提出（2件）など

- 立入検査とは別に、LPガス販売事業者1社及び保安機関1社で次のような法令違反が確認された。これら2社に対し、ガス安全室長による文書による厳重注意及び口頭注意を行った。
  - ①過去において、虚偽の経験証明によって、液化石油ガス設備士を取得 ⇒ 文書による厳重注意
  - ②認可された一般消費者等の数を超えて、保安業務を実施 ⇒ 口頭注意

平成２５年度立入検査の実施状況

２．産業保安監督部

- 経済産業省産業保安監督部の平成25年度立入検査計画では、概ね本省と同様の考え方で対象事業者を選定し、134社（153事業所）に対して立入検査を行うこととしている。

- ４月から12月までの間に107社（126事業所）の立入検査を完了した。

- その結果、15社（16件）において重大な法令違反（認可された一般消費者等の数を超えて保安業務を実施、定期供給設備点検及び定期消費設備調査の未実施、保安業務結果の帳簿への未記載、保安機関による保安業務結果の販売所への未通知等）が確認されたため、それぞれの事業者に対し産業保安監督部長による行政指導（厳重注意又は改善指示）を行った。また、次の事項に関し軽微な不備が確認されたため、それぞれの事業者に対し担当官から口頭又は文書による注意を行った。
  - ①保安業務に係る委託契約の内容（8件）
  - ②供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況（24件）
  - ③液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況（9件）
  - ④液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況（2件）
  - ⑤バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況（3件）
  - ⑥保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行う職務の実施状況（6件）
  - ⑦液化石油ガス機器の経年管理状況（4件）
  - ⑧LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況（60件）
  - ⑨質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況（3件）など

平成２６年度立入検査の重点

- 平成26年度立入検査においては、過去に行われた立入検査で確認された法令違反等を踏まえ、引き続き、次に掲げる事項を重点的に確認することとする。
  （1）保安業務に係る委託契約の内容
  （2）供給設備点検及び消費設備調査等の実施状況
  （3）液石法第14条第1項に基づく書面の交付状況
  （4）液石法第16条に基づく貯蔵施設等に係る基準適合義務等の遵守状況
  （5）バルク貯槽の安全弁の交換作業の実施状況
  （6）保安教育の実施状況
  （7）保安業務を委託している場合の実施結果の確認等業務主任者が行う職務の実施状況
  （8）液化石油ガス機器の経年管理状況
  （9）LPガス販売事業者等が備える帳簿への記載状況
  （10）質量販売における基準の適合状況及び消費設備調査の実施状況

液石法に係る最近の立入検査実施状況

年度	事業者数	事業所数	検査結果（＊1）		備　　考
			良	否	
20年度（＊2）	19	22	12	7	行政処分（改善命令）：3件　行政指導（厳重注意）：4件
	149	173	145	4	行政指導（厳重注意）：2件　行政指導（改善指示）：16件
21年度	17	18	12	5	行政処分（改善命令）：2件　行政指導（厳重注意）：3件
	136	182	125	11	行政処分（一部停止命令）：1件　行政処分（改善命令）：1件 行政指導（厳重注意）：6件　行政指導（改善指示）：23件
22年度	17	20	14	3	行政処分（一部停止命令）：1件　行政処分（基準適合命令）：1件 行政処分（改善命令）：2件　行政指導（厳重注意）：1件
	139	169	131	8	行政指導（厳重注意）：7件　行政指導（改善指示）：11件
23年度	17	19	15	1	行政処分（改善命令）：1件　行政指導（厳重注意）：1件
	117	142	113	4	行政指導（厳重注意）：2件　行政指導（改善指示）：14件
24年度	15	15	15	0	
	125	147	113	12	行政指導（改善指示）：12件
25年度（＊3）	17	17	16	1	行政指導（厳重注意）：1件
	107	126	92	15	行政指導（厳重注意）：3件　行政指導（改善指示）：13件

＊1：24年度より検査結果の表記を変更し、「指摘なし」、「指摘あり」、「文書による行政指導あり」、「行政処分あり」とした。ここでは前年度までとの継続性を考慮し、便宜上「指摘なし」、「指摘あり」を「良」と、「文書による行政指導あり」、「行政処分あり」を「否」としている。

＊2：上段は本省、下段は産業保安監督部

＊3：平成25年度は第3四半期までの実績。

平成25年度立入検査等の結果について（第2四半期分）

1．立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果（注）	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成25年7月11日（木）	サンリン(株)	塩尻支店	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、2件の契約書において契約開始日及び契約締結日が未記入であったので、当該契約開始日及び契約締結日を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、4件の契約書において法第28条第一号で規定する委託に係る一般消費者等の氏名、住所が一部記載されていなかったので、これを記載すること。 （立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。）
2	平成25年7月12日（金）	ガステックサービス(株)	春日井営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	平成25年7月18日（木）	東京ガスファシリティサービス(株)	幕張監視センター	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・「保安業務「緊急時連絡」に関する契約書」第6条に基づき、「乙は、業務実施のたび、業務の実施内容について「LPG共同利用システム」に入力し、各業務実施から2ヶ月以内に甲に書面もしくは電磁的方法によって以下の項目を報告する。尚報告内容は2年間保管する。」と規定されているが、検査の結果、一般消費者等の中には電磁的方法では報告を受領できない者（13者）がいること判明したことから、当該一般消費者等に対して、直ちに未報告分の実施状況を報告するとともに、今後は、書面若しくは電磁的方法により確実に当該一般消費者等に対し報告すること。 （立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。）

4	平成25年7月31日（水）	静岡ガスエネルギー(株)	西部支店 掛川営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務規程では緊急時対応業務の実施状況について毎四半期（または毎月）ごとにあらかじめ定めた書面をもって報告することが規定されており、受託先に対し定期的に実施状況の報告もなされているが、保安業務委託契約書のうち、2件において、当該規定が述べられていないため、その旨を含んだ契約内容にすべきこと。
5	平成25年8月2日（金）	上村運送(株)	福岡営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、2件の契約書において契約締結日が未記入であったので、当該契約締結日を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、1件の契約書において同契約書第6条で定める点検結果を報告する期限日が未記入であったので、当該報告期限日を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書のうち、1件の契約書において契約先会社の名称が不正確な記載となっていたので、正確な名称で契約をし直すこと。 ・保安業務の点検票において、点検結果の報告先を記入する欄に、委託契約先の販売事業者と取引関係にある卸売業者名が記入されていたので、委託契約先の販売事業者名を記入すること。 ・保安業務の点検票は、同社から委託契約先である販売事業者に直接送付すべきところ、販売事業者と取引関係にある卸売業者に同点検票を送付されていたので、同点検票は、委託契約先である販売事業者に送付すること。 （立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。）

6	平成25年9月12日（木）	(株)マルエイ	長良営業所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
7	平成25年9月13日（金）	坂本油化(株)	京都営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・平成25年6月に2号業務の委託先保安機関の変更があったにもかかわらず、液化石油ガス販売所等変更届書が提出されていないため、速やかに提出すること（立入検査後、液化石油ガス販売所等変更届書を提出したことが報告された。）。 ・液化石油ガス設備士有資格者3名のうち1名が、免状交付後3年以内の講習を受講しておらず、1年経過して受講することとなっていたため、その他の資格所有者も含め法定講習の受講管理を着実に行うこと。 ・保安業務委託契約書のうち、1件において、規則第28条第3号の項目（災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項）の記載がなかったことから、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（昭和43年2月12日付け43化第153号）」の第28条（委託契約に係る記載事項）関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・保安業務委託契約書のうち、2件において、保安業務の実施方法及びその実施結果の連絡方法を委託先保安機関の保安業務規程の規定に委ねているが、当該保安業務規程が備えられていなかったので、早急に取り寄せて保安業務委託契約書とともに保管すること。 ・保安業務委託契約書のうち、1件において、契約日の未記入があったので、契約相手と協議して正すこと。

8	平成25年9月13日（金）	イビデンケミカル（株）	ガス事業部 高石事業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・委託先保安機関の変更があったにもかかわらず、液化石油ガス販売所等変更届書が提出されていなかったため、今後は速やかに提出すること。 ・液石法第7条の規定に基づく標識の掲示が、事務所入口から離れた事務室奥の壁に掲げられていて公衆から見やすいとは言い難いので、公衆の見やすい場所に掲示すること。また、標識に記載された販売所の名称が変更前の名称のままとなっているので、現在の名称に正すこと。 ・社員である有資格者の免状を事業所で保管しているが、液化石油ガス設備士には、液化石油ガス工事に従事するときは免状を携帯することを義務づけられている（液石法第38条の8第2項）ので、事務所はそのコピーを保管管理するか、又は、事務所で免状を保管管理する場合は出納簿を備えて管理するなどして、免状携帯義務の履行を確実にすること。 ・保安業務の委託契約書のうち1件の契約書において、規則第28条第3号の項目（災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項）の記載がなかったので、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（昭和43年2月12日付け43化第153号）」の第28条（委託契約に係る記載事項）関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 ・容器交換時等供給設備点検の記録は電子システム端末を用いて行っているところ、その点検結果を示す出力様式（保安業務帳簿）に点検を行った者の氏名の欄がない。しかし、この点検データを用いた配送実績表の出力様式では配送した者の氏名を確認できる。配送した者の氏名は点検を行った者の氏名と同じということなので電子データとして記録されていることは推測されるが、法令遵守を明確にするため点検結果を示す出力様式を見直し、点検を行った者の氏名の欄を設けること。 ・供給開始時点検・調査及び定期点検・調査の記録のうち1件で、ゴム管とホースエンドガス栓を用いて接続されている屋外ボイラの記録があったが、検査結果は良となっていた。供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示（平成9年経済産業省告示第123号）第10条第3号の規定によれば、移動式燃焼器以外の燃焼器の接続には、ゴム管（その両端に迅速継手の付いたものを除く。）による接続は容認されていないので、早急に記録が適切であったかどうかを確認するとともに、事実であれば速やかに一般消費者等に対して改善を通知すること。同じような点検・調査結果の見落としがなかったかどうか、すべての点検・調査結果を再チェックすること。また、点検・調査結果について、点検・調査を行った者以外の者が再チェックする仕組みを構築すること。 ・質量販売のうち8件において、消費設備調査の記録がなく、5件に燃焼器の型式及び製造年月の記録がなかった。質量販売しているすべての一般消費者等の所在を把握できているので、早急に消費設備調査を行い記録すること。 ・周知を行った場合、その記録を消費者設備保安台帳に記載しているが、周知を行った者の氏名が記録されていなかった。周知は、特定月の検針の際に行っており、検針記録で周知を行った者の氏名を確認できる。このため、検針記録を参照に過去2年の周知の帳簿を作成するとともに、今後は周知を行った後速やかに周知の帳簿に記録する仕組みを整えること。 （立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。）

9	平成25年9月26日（木）	吉延石油(株)	本社	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・周知に関する帳簿について、本年6月から作成していないことから、周知の結果を帳簿として記録し、2年間保管する体制を整えること。 ・緊急時対応及び緊急時連絡の帳簿の記録は、夜間・休日に行ったものの記録しかなく、日中に行ったものの記録がないので、日中に行ったものの記録も記載して帳簿に残すこと。また、緊急連絡を転送電話を用いて携帯電話に転送することも度々行っていることから、転送先を固定電話にする体制を整えること。 （立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。）
10	平成25年9月27日（金）	ネクスト・ワン(株)	明石営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務の委託契約書2件について、保安業務規程を引用しているにも関わらず、保安業務規程が保存されていなかったため、契約先から取り寄せること。 ・供給開始時点検、容器交換時等供給設備点検、定期供給設備点検、定期消費設備調査の実施状況において、容器に関係する点検結果の未記入が2件あったため再点検を実施して記入すること。また、漏えい試験の実施時間を記録上5分としているところ実際は5分未満となっているものが1件あったため、再点検を実施して記入すること。 ・緊急時対応、緊急時連絡において、帳簿等の記録を確認し、2件について緊急時連絡を行った者の氏名が抜けていたため、調査して記入すること。 （立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。）

2．その他行政指導等の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果（注）	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成25年3月13日（水） （事実関係判明）	上村運送(株)	―	指摘あり	室長による口頭注意	平成25年3月13日、同社から当省に対して一般消費者等の数に関して照会があり、その背景を調査したところ、民生用バルクローリーで充填する集合住宅等の供給設備を1件として一般消費者等の数をカウントしていたため、認可された一般消費者等の数を超えて、保安業務を行っていたことが判明した。また、保安業務委託契約を締結したときに書面に記載して交付される委託に係る一般消費者等の名簿を所有していない等の不備もあった。このため、同年7月19日付けで、このような事態が生じた原因を調査し、改善するとともに、再発防止策を作成して報告するよう口頭注意を行った。 （口頭注意後、指摘を受けた事項の原因、改善及び再発防止策についての報告があった。）
2	平成25年8月6日（火） （自己申告日）	大丸エナウィン （株）	―	指摘あり	室長の文書による厳重意	同社から、平成25年7月に行った社内監査により、主に平成16年当時、液石法第38条の4第2項の規定に基づき高圧ガス保安協会が実施した講習を、同社従業員22名が虚偽の経験証明によって受講し、その講習修了証を用いて液化石油ガス設備士免状の交付を受けていたとの報告があった。このため、同年9月17日付けで、ガス安全室長名で同社に厳重注意をするとともに、改善指示及び再発防止に関する措置を講ずるよう求めた。また、同日付で、関係機関を通して液化石油ガス販売事業者等に注意喚起を行った。 （その後、不正取得者22名の講習修了証及び免状の返納を行い、改善及び再発防止の措置について報告があった。）

注）「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。
　指摘なし：法令違反についての指摘事項がなかった場合。
　指摘あり：法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。
　文書による行政指導あり：文書による行政指導があった場合（法令違反についての指摘事項があった場合を含む。）。
　行政処分あり：行政処分があった場合（法令違反についての指摘事項があった場合を含む。）。

平成25年度立入検査等の結果について（第3四半期分）

1．立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果（注）	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成25年11月12日（火）	因の島ガス(株)	本社	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・保安業務委託契約書1件において、規則第28条第3号の項目（災害が発生するおそれがある場合の連絡に関する事項）の記載がなかった。このため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について（昭和43年2月12日付け43化第153号）」の第28条（委託契約に係る記載事項）関係に規定する事項を含んだ契約内容として適切に契約すること。 （立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。）
2	平成25年11月13日（水）	(有)アドバンネット	本社	指摘なし	なし	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3	平成25年11月28日（木） ～11月29日（金）	北日本物産(株)	本社	文書による行政指導あり	室長の文書による厳重注意	液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務（1～4号業務）のうち、定期供給設備点検（3号業務）及び定期消費設備調査（4号業務）を自ら行わず、他の保安機関に再委託していた事実が判明した（液石法第34条第2項違反）。このため、平成25年12月19日付けで、ガス安全室長名で厳重注意を行うとともに、他の類似の行為（再委託）の有無について自己点検するとともに、再発防止に関する措置を講ずるよう求めた。 なお、併せて、関係団体等を通じて全国の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、保安業務の適正化について注意喚起を行った。
4	平成25年12月12日（木）	橋本産業（株）	新庄出張所	指摘なし	なし	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
5	平成25年12月13日（金）	東北マルハ運輸（株）	山形LPガス供給センター	指摘なし	なし	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
6	平成25年12月20日（金）	(株)ミノス	本社	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・緊急時連絡業務を受託している販売事業者47者との間で委託契約書が締結されていないことが判明したので、速やかに委託元の液化石油ガス販売事業者に働きかけ委託契約を締結すること。

7	平成25年12月24日（火）	エヌ・ティ・ティテレコン（株）	保安センタ	指摘なし	なし	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

2. その他行政指導等の結果

なし

注）「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし：法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり：法令違反についての指摘事項があったが、行政処分又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり：文書による行政指導があった場合（法令違反についての指摘事項があった場合を含む。）。

行政処分あり：行政処分があった場合（法令違反についての指摘事項があった場合を含む。）。